

令和6年11月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち階段移動用リフト1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
(うち手すり(床置き式)1件、電動アシスト自転車3件、
イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)1件、
フードミキサー(ブレンダー)1件、タブレット端末1件、
サーキュレーター1件、換気扇1件、ライター(使い切り型)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202301123を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400799	令和6年9月22日	令和6年11月5日	手すり(床置き式)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品に接触し、右足を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月28日
A202400800	令和6年8月22日	令和6年11月5日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリー及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和6年9月12日に消費者安全法の重大事故等(バッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月30日
A202400801	令和6年10月7日	令和6年11月5日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月24日
A202400802	令和6年10月23日	令和6年11月5日	フードミキサー(ブレンダー)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400803	令和6年10月20日	令和6年11月6日	タブレット端末	火災	当該製品を充電器に接続中、当該製品が膨張したため充電ケーブル及び当該製品のバッテリーを外そうとしたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202400804	令和6年10月3日	令和6年11月6日	サーキュレーター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和6年10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意